諮問番号:令和5年(情)諮問第1号

事件名:平成29年度から令和4年度までに交付された政党交付金に関する

検査を行った結果が記録された文書の不開示決定(存否応答拒否)

に関する件

諮問日:令和 5年11月 2日

答申番号:答申(情)第77号

答申日:令和 6年 5月31日

答申書

第1 審査会の結論

平成29年度から令和4年度までに交付された政党交付金に関する検査を行った結果が記録された文書(以下「本件対象文書」という。)につき、その存否を明らかにしないで開示請求を拒否した決定は妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成11年法律第42号。以下「情報公開法」という。)第3条の規定に基づく開示請求に対し、処分庁である会計検査院事務総長が令和5年8月31日付け50普第170号により行った不開示決定について、その取消しを求めるというものである。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書等の記載によると、 おおむね以下のとおりである。

(1) 審査請求書

私が最初に求めたのは、政党交付金に関する検査、調査について全般の行政書類だった。ところが、会計検査院サイド担当者からの様々な補正が入り、最終的に次の内容による開示請求となった。

『令和(又は平成)29年度から令和4年度までに交付された政党交付金に関する検査を行った結果が記録された行政文書』

ここに至るまで、難解な用語を乱発され、私としてはとても理解に苦しむ場面もあったが、上記の趣旨、文言での請求に落ち着いた。そして求めに応じ、印紙を送付した。しかるに、届いた不開示決定通知書には驚くべく事柄が書かれていた。

ア 結果を求めているのに、検査過程、検査の実施状況云々の話をして

いる。

- イ 検査官会議云々とあるが、その議事録等の開示を私は求めていない。
- ウ 「検査官会議に最終的議決を経る」云々と書いてあるが、それを経 ないと何も公開しないというのであれば、最初から会計検査院へ行政 文書開示請求しても何も公開するものがない、最初から何一つ出す気 などないと言う事になる。情報公開制度の趣旨を完全に無視し、主権 者たる国民を愚弄する行為であり、激しく抗議する。このようなこと は絶対に許されるべきではない。
- エ 結果を求めているのに「検査上の関心が明らかになる」「外部からの圧力・干渉を招来する」などとは意味不明である。要は、今まで何もしてこなかったことを、それらしい言葉で糊塗しているに過ぎないと、主権者たる国民に思われても仕方が無い「単なる言い訳」ではないのか。その証左として、これだけ問題が叫ばれている政党交付金について、検査官会議を経た結果発表が何一つ、データベースにない。何もない。やっていないから存在していないと、多くの国民はそう考えるだろう。それを、行政裁量や前例などで、誤魔化し、情報を非公開にするなど許されることではない。行政裁量や前例などは、私たち主権者たる国民には何の関わりもない。院内部の勝手な取り決めごとに過ぎない。これらが情報公開法より上に行くことなど、決してあってはならない。
- オ 私は単なる一個人である。どの組織からも現金給付は受けておらず、金持ちでもない極々普通の国民にすぎない。総理大臣をはじめ、多く存在する国会議員にも会ったことすらない。会計検査院長や検査官にも会ったことすらない。ただ、ただ、社会正義実現のために、自分に出来ることから始めようということで、多々の行政文書情報開示請求を手弁当で行って分析してきただけのつまらない人間です。その私が、会計検査院という巨大組織に対しどんな干渉や圧力を加えられるというのか。きちんとした根拠を持って説明して貰いたい。そんな力は私には無い。検査結果を求めているのにもかかわらず、「検査実施状況や検査上の関心が知られる」事を恐れるなど、もはや意味不明である。要は何もしていないから文書が存在していないだけなのに、それらしい言葉を繕って不開示にしただけと推察されても仕方が無いでしょう。
- カ 「厳正で、かつ、効果的な検査の実施」とある。それを完全に今ま で、会計検査院が実施出来ていたのであれば、今の財政危機的状況は

生じていないはず。今まで、「厳正で、かつ、効果的な検査の実施」 に対して干渉や圧力があったとして、本当にそれをはねのけて来た事 実はあるのですか。ちゃんと仕事をしてきたというのであれば、毎年 のように、税金の無駄遣いを報道機関が先行報道し、世間一般の主権 者たる国民が心を痛めている現状がなぜ生じるのでしょうか。報道機 関や、一般国民が「おかしい」と感じることを、会計検査院が先んじ て問題点の指摘をしてきましたか。逆に、報道機関や、主権者たる国 民が手弁当で追及してきた案件の方が、世間一般の評価を受けてきた のではないですか。会計検査院の世間の評価はその程度なのに、「厳 正」「効果的な検査の実施」などという表現を簡単に使わないで頂き たい。情報公開を一切する気が無いのだから、国民には、会計検査院 が「政党交付金関連も含め、厳正で、かつ、効果的な検査を実施して いるかどうか」など、分かるはずもない。自らのクビを締めているだ けではないか。難しい言葉や、それらしい言葉を並び立てれば、情報 公開などしなくていい、最初から一切する気が無いというのは、主権 者たる国民を愚弄する行為なので、直ちに辞めるよう、要求します。

キ 当方結論

「今まで政党交付金に関する調査、検査をほとんどしてこなかった」のであれば、それは単なる不開示決定ではなく、「そうした文書を保持していない」との理由で不開示決定にすべきである。とはいえ、大変高尚なお言葉をたくさん、たくさん不開示決定通知書で頂いているので、まさか、そのようなことはないであろう。政党交付金の適切な運用、取扱いが叫ばれている中で、納税者であり主権者たる多くの国民にとって、関心が非常に高い内容であるので、情報を隠蔽するのではなく、広く、多くの国民に適切に知らしめることにより、情報公開制度と、主権者たる国民への敬意を払うべきであろう。こうした不服申立てを契機として、会計検査院が自ら処分を見直すことで、行政の適正な運営を確保する事や、情報公開に対する真摯な対応をしていく事を、是非、考えて頂きたい。

(2) 意見書

ア 審査請求人決定所見

諮問庁(審査庁)所見は、公正の立場を著しく欠き、処分庁の主張 を再びなぞってそのまま代弁しているに過ぎない。真摯な調査が行わ れた形跡も感じられない。よって、審査請求人は審査会に対し、諮問 庁(審査庁)所見は「検討の価値なし、棄却にすらあたらない却下相 当」と意見具申し、結論として、審査請求人の請求を全て認諾し、全面開示とする事を願うものである。

イ 審査請求人が上記決定所見に至った理由

会計検査院の存在意義・目的は「国民の大切な税金が適切に使われたかをチェックすることにある」、そして単なる検査だけでなくその税金支出が「国民の利益につながっているかなどの観点」 に基づいて検査する機関であると、審査請求人は理解をしている。にもかかわらず、「検査報告掲載以外の情報は未成熟な情報」と自ら断定することは、これすなわち、無駄な経費を使い、無駄な検査を行っていると自らによる重大な自白行為に他ならない。従って、このような言い訳を考慮する必要性を、主権者たる国民の一人として、絶対に認めることは出来ない。

そもそも、自分たちの仕事に誇りはないのか。会計検査院の職員が自己責任かつ、自費で活動するなら何でも好きにしたらいいが、公金を使用しての正式な業務として検査業務をしているのだから、たとえ、検査報告に掲載されなかったとしても、それは立派な仕事、正規の検査業務ではないか。それを「未成熟な情報」などと、自らが国民に向かって公表すべきではない。

検査報告には掲載されなくても、検査業務、調査業務をきちんと行い、会計検査院としての職責を立派に果たしている事を国民に明示することは、会計検査院にとって決して悪いことではなく、かえって、その存在価値を高めることになるのではないか。それを自ら完全否定するかの如く、「未成熟な情報」という文言を乱発することは、主権者たる国民の一人として愚かの極みとしか表現のしようがない。

また、条文を適切に適用していない点も問題だ。審査庁は、検査=事務と勝手に位置づけし話を進めている。情報公開法第5条では、事務と事業という言葉の両方が使われている。検査は実際的行動や活動を主体として、あくまでも大枠の中に事務作業も入るというのが一般的理解だろう。検査=100%事務作業だとは言い切れないし、当然のことだが、検査は事業ではない。従って、この条文を理解するためには、情報公開法第5条第6号イを注意深く分析する必要がある。

検査報告掲載以外の情報は未成熟な情報であり、検査に悪影響を及 ぼす恐れがあるとか、外部からの圧力を招来する恐れがあると審査庁 は述べているが、果たしてその根拠はどこにあるのか。「恐れがある」 と断定するのなら、その根拠を示せ。「恐れがある」と言えば、それ がイコールで全て事実相当となるわけではない。具体的事実・実例や、明確な根拠を国民に示して初めて、その「恐れ」が事実相当と認定され、情報公開法第5条第6号イの条文が適用となるのである。私たち主権者たる国民に明確な根拠も一切示さずに、「処分庁がそう思ったことは全部、根拠が一切無くてもその恐れがあると解釈できる」なんてふざけた言い分は通らない。そのようなことは、情報公開法のどこにも書いてはいない。

そもそも、当方主張に対するまともな応答もせず、手前勝手な理屈を並び立てて、むやみやたらと難解な法律用語を使いまくって、審査請求人や審査会を煙にまこうとしているにしか過ぎない。処分庁の言い分をそのまま丸呑み、代弁しているかのような審査庁の態度は、公正性のカケラもなく、まともとは思えない。

(ア) 審理・判断過程を経ていない検査の結果等に関する情報の不公表 について

自らが都合の良い場面では「法の趣旨」の表現を用いて語る事に、 一体、何の意味があるというのか。それを語るなら、「情報公開法 の趣旨」については、どう考え、どう扱うと言うのか。

情報公開法の理念、趣旨を徹底無視している人々に、「法の趣旨」など語って欲しくはない。

「法の趣旨」「敷衍」「取扱いの手続き」、そのような会計検査院の勝手な理屈、法律とは関係のない運用上の取り決めなど、私たち主権者たる国民には何の関係もない。そんなあやふやなもの、我々国民の知ったことではない。国民に出せないような未成熟な情報とやらが、会計検査院の中で山積みとなっているのであれば、無駄な検査で無駄な経費を使っていることに他ならないから、会計検査院自ら断罪し、自らを検査したらどうか。

会計検査院の存在意義を忘れた発言をしていて驚くばかりである。受検庁の協力と理解を求める前に、国民の理解を得る方が先であろう。立場は違うとは言え同じ公僕の受検庁の顔色を伺う方が、国民の理解、納得を得るよりも大事とは、なんたる言い草か。今一度、会計検査院の存在意義を思い出して貰いたい。何のために会計検査院が存在し、何のために、公金を使って検査をするのか、よく思い出し、そして考え、自らを分析しなおす事が必要だろう。

交付金が適切に扱われているかどうか検査していることが、なぜ、 秘密、機密扱いとなるのか。交付金は紛れもない税金原資のお金で ある。それが適切に使われているかどうか、政党助成法に基づいた 扱いがきちんとなされているのか、会計検査院がその職責として検 査行為をするのは、当たり前のことではないか。

政党交付金関連も検査対象であり、会計検査院はしっかりと調査 していることを示すことに何の問題があると言うのか。機密の漏洩、 検査が難しくなるなど、根拠無いことを並び立てているが、しっか りと実例や根拠を示した上で、そうした主張はして欲しい。抽象的 表現では、審査会も、審査請求人も、国民の大多数も全く理解出来 ないだろう。

(イ) 情報公開法第8条該当性について

情報公開法第8条の条文では「文書の存否を答えるだけで不開示情報を開示することとなるときは、存否応答拒否が出来る」とある。今まで、審査請求人が主張してきたとおり、審査庁の主張には根拠が全くなく、特段機密扱いにする必要のないものまでそうした扱いにすることにより、情報公開法の趣旨をないがしろにしている。従ってこの条文による「文書の存否を答えるだけで不開示情報を開示することとなる」現象自体が発生していないため、この条文の適用外と、審査請求人は考える。

以上、上記までの分析から、審査庁の所見は愚かな理屈を並び立てているだけのものであり、考慮にすら価しないと言わざるを得ない。情報公開 法の趣旨に基づき、審査請求人が開示請求した内容全ての全面開示が望ま しい。

第3 諮問庁の説明の要旨

- 1 開示決定等の経緯
 - (1) 本件開示請求の概要

平成29年度から令和4年度までに交付された政党交付金に関する検 査を行った結果が記録された文書の開示を求めたものである。

(2) 不開示決定(存否応答拒否)

処分庁は、検査報告等に掲記されている事項には、審査請求人が本件 開示請求の対象とする指摘事項は存在しないことを確認した。そして、 本件対象文書については、それが存在しているか否かを答えるだけで、 特定の検査事項に対する検査の実施状況等に関する情報(検査報告等に おいて公表されている情報を除く。)を明らかにすることと同様になり、 情報公開法第5条第6号(イ及び柱書き)に規定する不開示情報が開示 されることになるため、情報公開法第8条の規定により、本件対象文書 の存否を明らかにしないで不開示とする不開示決定を行った。処分庁が 不開示とした理由は、後記2及び3と同様である。

(3) 審査請求の提起

審査請求人は、5年9月2日付けで、上記不開示決定(存否応答拒否) を不服として審査請求を提起した。

2 審理・判断の過程を経ていない検査の結果等に関する情報の不公表 本件開示請求は、上記1(2)のとおり、検査報告等に掲記されていない 事項に関する開示請求である。

会計検査院は、審理・判断の過程を経て最終的な検査官会議の議決を経て検査報告等に掲記されたもの以外の検査の結果等に関する情報については、当該検査過程又は審理・判断の過程が継続しているか終了しているかにかかわらず、これを不公表とする取扱いをしている。これは、次の①から④までのような理由によるものである。

- ① 審理・判断の過程を経て最終的な検査官会議の議決を経たもの以外の 検査の結果等に関する情報が外部に公表されるとすれば、会計検査院が その検査の結果等を検査報告等に掲記し、同院の正式な指摘事項等とし て公表するに当たっては検査官会議の最終的な議決を経なければならな いと規定し、その公表に慎重な姿勢をとっている会計検査院法(昭和2 2年法律第73号)の趣旨(同法第11条第2号、第29条等)に沿わ ない結果を生ずることとなる。
- ② 会計検査院は、同院の実施した検査の結果等を検査報告等に掲記し、 同院の正式な指摘事項等として公表するに当たっては検査官会議の議決 を経なければならないとする会計検査院法の趣旨を更に敷えんして、慎 重かつ周到な審理・判断の過程を定めていることから、審理・判断の過 程を経て最終的な検査官会議の議決を経る前段階における検査の結果等 に関する情報は、いずれの段階におけるものであっても同院の意思形成 の過程における未成熟な情報である。

したがって、このような情報が外部に公表されるとすれば、検査の結果等に対する公正・慎重な審理・判断を確保するために慎重かつ周到な審理・判断の過程を定め、この審理・判断の過程を経て最終的な検査官会議の議決を経た検査の結果等に関する情報のみを検査報告等に掲記し、正式な指摘事項等として公表することとしている会計検査院の取扱いの手続的な意味が失われることとなる。

③ 慎重かつ周到な審理・判断の過程を経て最終的な検査官会議の議決を 経る前段階における検査の結果等に関する情報は、あくまでも検査の一 過程又は審理・判断の一過程における未成熟な情報であり、その後の検 査過程における十分な検査の実施に基づく検証又はこれに対する審理・ 判断の過程における慎重かつ周到な審理・判断を経たものではない(し たがって、精度不十分な情報が含まれている場合が少なくなく、また、 審理・判断の過程を経て最終的な検査官会議の議決を経た最終的・確定 的な検査の結果等に関する情報とは指摘等の趣旨・態様等が異なる場合 も少なくなく、さらに、必ずしも適切でない記述方法等によるものが含 まれている場合も少なくない。)。そして、会計検査院が厳正かつ円滑 な検査を実施し、検査過程又は審理・判断の過程において事実関係を正 確に把握するとともに、当該事態に対する適切な評価を行うことを通じ て事態の真の改善を図るためには、受検庁の理解と協力を得て必要かつ 十分な各種の検査資料の収集・整備(検査に必要な情報の収集等を含 む。)を図るとともに、当該検査の結果等について、受検庁との間で率 直な意見の交換等を行う要があるが、このような同院と受検庁との間の 率直な意見の交換等というものは、その内容(検査の結果等に関する未 成熟な情報のほか、検査過程又は審理・判断の過程において作成又は取 得された各種の検査資料ないし検査に必要な情報を含む。以下同じ。) の不公表(すなわち、当該意見の交換等の内容に関する情報が不開示情 報であること)を前提として行われているものである。

したがって、このような会計検査院と受検庁との間の率直な意見の交換等の内容に関する情報が公になった場合には、受検庁一般の会計検査に対する理解及び協力の前提を掘り崩し又は同院に対する不信感を呼び起こし、現在又は将来の検査過程における各種の検査資料の円滑な提出、検査に必要な情報の円滑な提供等を含む同院と受検庁との間の率直な意見の交換等に著しい支障を及ぼし、厳正かつ円滑な検査の実施に著しい支障を及ぼすおそれがあり、また、外部の圧力、干渉等を招来して、検査の結果等に対する同院内部における公正・慎重な審理・判断の確保に支障を及ぼすおそれがある。

④ 検査報告等に掲記され、会計検査院の正式な指摘事項等として公表される最終的・確定的な検査の結果等に関する情報以外の情報(すなわち、検査の一過程又は審理・判断の一過程における情報)の中には、同院の具体的な検査の着眼点、検査手法等の検査上の秘密に属する情報が含まれている場合も少なくない。

したがって、このような情報が公になった場合には、会計検査院が現 在又は将来の検査過程で同種又は類似の検査事項に対する検査を実施す る場合において、特定の検査事項に対する具体的な検査の着眼点、検査 手法等の検査上の秘密に属する情報を受検庁に察知され、同院の実地検 査前に関係者の口裏合わせ、関係書類の改ざんなどの仮装・隠蔽工作等 の周到な実地検査対策を施され又は所要の検査資料の収集が阻害される などして、同院の厳正かつ効果的な検査の実施に著しい支障を及ぼすお それがある。

- 3 本件不開示情報の不開示情報該当性に関する諮問庁の所見
 - (1) 情報公開法第5条第6号(イ及び柱書き)該当性

上記2のとおり、審理・判断の過程を経て最終的な検査官会議の議決 を経て検査報告等に掲記されたもの以外の検査の結果等に関する情報が 公にされた場合には、会計検査院の検査の結果等に対する公正・慎重な 審理・判断を確保するために設けられた周到かつ慎重な審理・判断の過 程の手続的な意味が失われることになる。さらに、受検庁一般の会計検 査に対する理解及び協力の前提を掘り崩し又は会計検査院に対する不信 感を呼び起こし、現在又は将来の検査過程における各種の検査資料の円 滑な提出、検査に必要な情報の円滑な提供等を含む同院と受検庁との間 の率直な意見の交換等の実施に著しい支障を及ぼし、厳正かつ円滑な検 査の実施に著しい支障を及ぼすおそれがあり、また、外部の圧力、干渉 等を招来して、検査の結果等に対する同院内部における公正・慎重な審 理・判断の確保に支障を及ぼすおそれがある。このほか、会計検査院が 現在又は将来の検査過程で同種又は類似の検査事項に対する検査を実施 する場合において、特定の検査事項に対する検査上の関心が具体的に明 らかとなり、周到な実地検査対策を講じられるなどして、厳正かつ効果 的な検査の実施に著しい支障を及ぼすおそれがある。

したがって、審理・判断の過程を経て最終的な検査官会議の議決を経て検査報告等に掲記されたもの以外の検査の結果等に関する情報は、「国の機関」が行う「事務」に関する情報であって、「検査」に係る「事務」に関し、「正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ」(情報公開法第5条第6号イ)があるものに該当するとともに、「当該事務」の「性質上」、「当該事務」の「適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」(情報公開法第5条第6号柱書き)であり、情報公開法第5条第6号(イ及び柱書き)が規定する不開示情報に該当する。

(2) 情報公開法第8条該当性

存否応答拒否処分とは、開示請求の対象文書の存否を明らかにするだ

けで一定の不開示情報を開示することとなる場合にのみ行うことができるものである(情報公開法第8条)。

本件開示請求は、検査報告等に掲記した事項以外の、特定の検査事項に対する検査の結果に関する情報(平成29年度から令和4年度までに交付された政党交付金に係る会計検査の一過程又は審理・判断の一過程における情報)について開示を求めるものであり、その存在又は不存在を回答するだけで、特定の検査事項についての検査の実施状況等に関する情報が明らかとなり、それにより特定の検査事項に対する検査上の関心も具体的に明らかとなるものである。

そして、当該情報が明らかになると、上記(1)のとおり、現在又は将来の検査過程における検査の実施に著しい支障を及ぼすなどのおそれがあることから、本件開示請求に対して、対象文書の存在又は不存在を前提に開示決定又は不開示決定を行った場合には、情報公開法第5条第6号(イ及び柱書き)に規定する不開示情報を開示することとなる。

したがって、本件不開示決定は、情報公開法第8条の規定に該当し、 適法なものと認められる。

(3) 諮問庁の所見

以上のとおり、本件不開示決定は適法であり、妥当なものであると考える。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 令和5年11月 6日 諮問書の収受
- ② 同年12月14日 諮問庁から意見書を収受
- ③ 令和6年 1月25日 諮問庁の職員(会計検査院事務総長官房法規 課長ほか)からの口頭説明の聴取及び審議
- ④ 同年 2月 5日 審査請求人から意見書を収受
- ⑤ 同年 3月25日 審議
- ⑥ 同年 5月30日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 諮問の経緯及び当審査会の判断の対象について

本件開示請求は、本件対象文書の開示を求めるものである。

処分庁は、本件対象文書については、その存否を答えるだけで情報公開 法第5条第6号(イ及び柱書き)の不開示情報を開示することとなるとし て、情報公開法第8条に基づき、本件不開示決定(存否応答拒否)を行っ た。そして、この本件不開示決定に対する審査請求を受けて、諮問庁は、 当審査会に対する諮問を行っている。

審査請求人は、本件不開示決定の取消しを求めているため、同決定を対象として、以下、その当否を検討することとする。

2 本件対象文書について

本件対象文書は、平成29年度から令和4年度までに交付された政党交付金に関する検査を行った結果が記録された文書である。

当審査会において、会計検査院における検査の結果等の取りまとめに関する諸手続を確認したところ、同院の検査過程及び審理・判断の過程の内容は、次のとおりである。

すなわち、会計検査院が実施する実地検査の過程において、各検査担当者は、受検庁に対して、多岐にわたる質問、疑問を提示し、注意を行うなどするのが通常であるが、これら検査の結果等の全てが同院の正式な指摘事項等となるわけではない。受検庁に対して文書による質問を発して事実関係の確認、受検庁の見解の表明等を求める必要がある場合には、検査の結果等を整理して記載した照会文書を作成し、受検庁に発遣することとなる。そして、当該照会文書に対する受検庁の回答文書の内容についても十分に勘案した上、会計検査院の正式な指摘事項等として検査報告等に掲記する必要がある場合には、更に、当該検査の結果等を検査報告事項案等に整理し、同院内部の審理・判断の過程に供することとなる。その後、多角的な観点からの審議・検討が繰り返し行われて、最終的な検査官会議の議決を経たもののみが検査報告等に掲記され、会計検査院の正式な指摘事項等として公表される。

したがって、本件開示請求は、平成29年度から令和4年度までに交付された政党交付金検査の結果等について、同院の正式な指摘事項等として検査報告等に掲記するための検査過程又は審理・判断の過程における各段階で、作成、取得及び保有される文書の開示を求めるものであると認められる。

このため、平成29年度から令和4年度までに交付された政党交付金に関する事項が過去の検査報告等に掲記されていないことを踏まえると、本件対象文書の存否を答えることは、会計検査院が平成29年度から令和4年度までに交付された政党交付金に着眼して検査を行ったという事実の有無、すなわち、検査報告等に掲記されて正式な指摘事項等として公表されていない、同院の具体的な検査事項、検査の着眼点等を明らかにするとともに、当該検査事項に基づく実地検査の結果、不適切な事態とされたか否か、また、当該検査の結果等が、検査報告等に掲記される必要があるとし

て、同院内部の審理・判断の過程に供されたか否かなど、当該検査の具体 的な結果や検査過程又は審理・判断の過程それ自体に関する情報をも明ら かにする結果を生じさせるものと認められる。

3 会計検査院の検査及び検査の結果等の取扱いなどについて 一般に、会計検査院の検査、検査の結果等の取扱い及びこれらに関する 情報の取扱いなどについては、次のような事情が認められる。

(1) 会計検査院の検査

会計検査院が行う検査は、捜査機関による捜索・差押えとは異なり直接的、物理的な強制力の行使を伴うものではなく、同院では、検査過程において、受検庁に対して、具体的な検査の着眼点、検査内容等に基づき、口頭での説明を求めたり、意見交換を行ったりすることに加え、各種の検査資料の作成・提出を求めるなどして、事実関係の把握等を行っている。

そして、上記のような検査を実施した結果、会計経理上の疑義が生じた場合には、会計検査院が把握し、整理した事実関係、検査上生じた疑義、問題とされた事態及びその発生原因に関する所見等を記載した照会文書を受検庁に発遣し、照会文書に対する受検庁の回答を回答文書として受領するなどの過程を通じて、受検庁と継続的に討議を行っている。

これにより、会計検査院では、事実関係の正確な把握に努めるとともに、当該事態の発生とその是正改善についての第一次的な責任と権限を有する受検庁との間で事態の認識や評価の共有を図り、真の発生原因を究明し、実効性のある是正改善方策を追求することなどを図っている。

(2) 検査の結果等の取扱い

実施した検査の結果等の取扱いについて、会計検査院では、内閣から独立して国等の会計検査を担当する専門機関としての同院の指摘等が及ぼす影響の大きさなどに鑑み、同院内部に何段階にもわたる慎重な審理・判断の過程を設け、様々な観点から審議を行っている。そして、会計検査院では、これら各段階における審議を経て最終的に検査官会議の議決を経た検査の結果等のみを検査報告等に掲記し、正式な指摘事項等として公表することとしている。

(3) 検査過程及び審理・判断の過程における情報の不公表の取扱い

会計検査院では、上記(1)及び(2)のような検査過程及び検査の結果等に対する審理・判断の過程を設けている意義を十全なものとするよう、すなわち、十分な情報・資料の収集、受検庁との率直な意見交換・討議を確保し、また、外部からの不当な圧力・干渉等を排除し、中立的な立

場から厳正かつ公正に検査及び審理・判断を行うことができるよう、これらの過程における情報は外部に公表しないという立場をとっている。

(4) 会計検査における受検庁からの信頼

会計検査院が検査を遂行する上において、同院と受検庁とは、検査を 実施する者と検査を受ける者という立場での緊張関係に立つ一方で、国 等の会計経理の適正を期し、かつ、是正を図るという会計検査の目的を 果たすために、一定の信頼関係・協力関係が必要であると考えられる。

会計検査院と受検庁との間では、検査の結果等に関する情報は、あくまで検査の一過程におけるものであって、最終的な結論と異なることの少なくない未成熟なものであるという前提がある。

そして、前記(2)のように、各段階における慎重な審議を経て最終的に検査官会議の議決を経た検査の結果等のみを検査報告等に掲記し、正式な指摘事項等としているというのが会計検査院の取扱いであり、この最終的な意思決定に至るまでの間においては、問題とされた事態について、事実関係の認識及びこれに対する評価を共有するなどのため、同院と受検庁との間で十分な情報・資料に基づいて率直な意見交換及び様々な角度からの十分な討議を行い、それらも踏まえて慎重な審理・判断を行うことが必要と認められる。

このため、検査過程において、検査資料の作成・提出、照会文書と回答文書の授受等を通じて行われる会計検査院と受検庁との間でのやり取りにおいては、十分な情報・資料の提供及び収集、率直な意見交換等を確保することが必要となる。このようなことから、受検庁においては、特定の検査事項に関する検査資料や照会文書・回答文書の内容等は、そのまま外部に公表されるものではないという信頼の下で、会計検査院への資料の提出等を行っているものと認められる。

このような受検庁の会計検査院に対する信頼を前提とした、検査過程 及び検査の結果等に関する審理・判断の過程における不公表の取扱い は、同院と受検庁との間での現在又は将来の検査過程における十分な情報・資料の提供及び収集と率直な意見交換等を確保する上で合理性を有 すると認められる。

4 本件対象文書の存否応答拒否について

上記1から3までの事情を前提に、以下のとおり、本件対象文書の存否 応答拒否の妥当性について検討することとする。

(1) 本件対象文書の存否を答えることは、前記2のとおり、検査報告等に 掲記されて正式な指摘事項等として公表されていない、会計検査院の具 体的な検査事項、検査の着眼点等を明らかにする結果を生じさせるが、このような情報が公になり、受検庁一般に知られることとなった場合には、同院が現在又は将来において同種・類似の検査を行う場合の検査上の関心が推認され、受検庁においていわゆる検査対策を講ずることを容易にするなどして、現在又は将来における厳正かつ効果的な検査の実施に支障が生ずるおそれがあると認められる。

- (2) また、本件対象文書の存否を答えることは、前記2のとおり、当該検査の具体的な結果や検査過程又は審理・判断の過程それ自体に関する情報をも明らかにする結果を生じさせるが、このような情報が公になった場合には、前記3(4)に記述した会計検査院の検査過程又は審理・判断の過程における情報の不公表の取扱いに対する受検庁の信頼を損なうことになり、今後の検査の実施に当たり、同院と受検庁との間での十分な情報・資料の提供及び収集、率直な意見交換等に支障が生ずるおそれがあると認められる。
- (3) さらに、諮問庁は、上記(2)のような支障は、当該検査に直接関係する特定の受検庁との関係においてのみならず、現在又は将来における受検庁一般との関係においても生じ得ると主張している。すなわち、会計検査院と受検庁との間の率直な意見の交換等の内容に関する情報が公になった場合には、受検庁一般の会計検査に対する理解及び協力の前提を掘り崩し又は同院に対する不信感を呼び起こし、現在又は将来の検査過程における各種の検査資料の円滑な提出等を含む同院と受検庁との間の率直な意見の交換等、ひいては、検査の実施に支障を及ぼすおそれがあるなどと主張している。

受検庁によっては、検査の結果等が検査報告等に掲記されて公表されることを極力回避しようとするなどの場合には、資料の提出に難色を示したり、周到な検査対策を施したりといった不適切な会計検査対応が行われることもあるという事情も考慮すると、このような諮問庁の主張も相応の理由があると考えられる。

(4) そして、前記3(1)のように、会計検査院には、検査によって正確な事実を把握し、不適切な事態を単に摘発するのみならず、その真の発生原因を究明して、その是正改善を促すという積極的な機能が期待されている。このため、通常、事実関係等について最もよく知り得る立場にあり、また、当該事態とその是正改善についての第一次的な責任と権限を有している受検庁との間で十分な情報・資料の提供及び収集、率直な意見交換等を行うことは、会計検査院の検査にとって必須のものと認めら

れる。

したがって、上記(1)、(2)及び(3)で述べたとおり、これらに支障が生じた場合には、会計検査院において、十分な情報に基づいて正確な事実関係を把握し、真の発生原因を究明するとともに、実効性のある是正改善方策を追求することなどに支障が生ずるおそれがあると認められる。

以上のことから、本件対象文書の存否に関する情報は、公にすることにより、情報公開法第5条第6号イに規定する検査に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあると認められることから、同条第6号柱書き該当性について判断するまでもなく、本件対象文書の存否を答えることは、情報公開法に規定する不開示情報を開示することとなる。したがって、情報公開法第8条の規定により、その存否を明らかにしないで本件開示請求を拒否したことは、妥当であると認められる。

5 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々の主張をするが、いずれも当審査会の結論を 左右するものとは認められない。

6 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書の存否を答えるだけで情報公開法に規定 する不開示情報を開示することとなるとして、情報公開法第8条の規定に 基づき開示請求を拒否した本件不開示決定は妥当であると判断した。

会計検査院情報公開・個人情報保護審査会

委員 杉 山 治 樹 委員 堀 江 正 之 委員 飯 島 淳 子